

議案第 7 号

羽曳野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例  
の制定について

羽曳野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。)第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 羽曳野市消費生活センター
- (2) 位置 羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号

(消費生活センター長及び職員)

第 3 条 市長は、消費生活センターに消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員の配置)

第 4 条 市長は、消費生活センターに法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成 26 年法律第 71 号)附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果、当該消費生活相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

(職員に対する研修)

第 6 条 市長は、消費生活センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するよう努めるものとする。

(情報の安全管理)

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。